

平成 29 年 9 月 4 日

三酸化アンチモンの健康障害防止対策リーフレット公表

日本鉱業協会

三酸化アンチモンに係る改正政省令は、2017(H29)年6月1日に公布され、三酸化アンチモンについて健康障害防止措置が義務付けられました。

このたび、厚生労働省から特定化学物質障害予防規則などの改正をお知らせするリーフレットが公表されましたので以下の通りご案内します。

厚生労働省ホームページ(以下のリンク先)をご参照ください。

三酸化アンチモンに係るリーフレットの他、改正政省令の概要、改正の根拠となった検討会の報告書、改正政省令、改正告示、改正政省令の施行通達、告示に関する情報も掲載されています。

平成 29 年 6 月の特定化学物質障害予防規則・作業環境測定基準等の改正  
(三酸化ニアンチモンに係る規制の追加)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163262.html>

なお、本リーフレットに関するお問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署へお願いします。

以 上

\*\*\*\*\*

日本鉱業協会アンチモン環境安全協議会

日本精鉱(株) 山中産業(株) 東湖産業(株)

\*\*\*\*\*